

## 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業実施要領

### (趣旨)

第1 「しまねの木」いきいき暮らし応援事業については、「しまねの木」いきいき暮らし応援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

### (用語の定義)

第2 交付要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「住宅」とは、木造住宅（共同住宅等を除く）とする。
- (3) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てることをいう。
- (4) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (5) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10m<sup>2</sup>以上増加させることをいう。
- (6) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (7) 「木工事」とは、補助対象木材製品に係る構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (8) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (9) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (10) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、枿材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (11) 「建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条で規定される1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (12) 「工務店」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。
- (13) 「購入者」とは、施行工務店が施主となって建築された当該補助金対象住宅で、まだ人の居住の用に供していない住宅（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を取得した者とする。

### (補助対象条件等)

第3 補助対象となる建築物は、以下に定めるところによる。

- ① 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第

1148号)第2条で定める「しまねの木」活用工務店(以下「認定工務店」という。)  
または認定工務店となることが確実な者が国内に建築する住宅。

- ②施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築する住宅で、  
木材調達権限が施工工務店にあるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分に  
ついて県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑤建築物の工事に未着手であるもの。
- ⑥年度末までに木工事が完了するもの。
- ⑦補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、図面や写真等の提供に協力する  
もの。
- ⑧施工にあたっては、島根県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。

(補助金対象者)

- 第4 補助金の対象者は、第3の(1)を行う認定工務店または認定工務店となることが確実な者とする。
- 2 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。